

会社税務の
基本が
よくわかる!

便利でわかりやすい

会社税務の てびき

令和7年版

- 令和7年度法人税関係税制改正のポイント
- 機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!
- 法人税から差し引けるものがないか要注意!!
- 消費税等の計算はどうする? etc.



会社税務のてびき 目次



令和7年度 法人税関係税制改正のポイント……1

- 1 法人税は何にかかるか？……3
- 2 収益はどの時点で計上するか？……8
- 3 配当金を受け取ったときは？……14
- 4 売上原価を求める方法……18
- 5 売却した有価証券の損益を求める……23
- コラム1** 社長が会社にお金を貸していたら危険！？……26
- 6 機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!……27
- コラム2** 定額法と定率法どちらが有利？……29
- 7 青色申告法人の特典——特別償却制度を利用しよう……36
- コラム3** 新しいリース会計基準……39
- 8 建物権利金などは繰延資産となって支出の効果の及ぶ期間で償却……40
- 9 役員給与の損金算入には厳しい制約がある……43
- 10 法人税や法人住民税は利益のなかから納めることになる……47
- 11 寄附金は一定の枠内で損金となる……49
- 12 交際費は損金算入できる？……52
- コラム4** 少額飲食費と書類の保存（領収書での保存）……55
- 13 貸倒れの処理はどうするか？……56
- 14 貸倒引当金ってどれくらい引き当てられる？……58
- 15 「圧縮記帳」ってどんな制度？……63
- 16 欠損金が出たときはどうする？……67
- 17 適格合併等の移転資産等は簿価で引き継がれる……70
- コラム5** グループ通算制度……72
- 18 税額の計算はこうする……73
- 19 同族会社には特別の法人税がかかる場合がある……75
- 20 使途秘匿金には40%の法人税が追加課税される!!……78
- 21 法人税から差し引けるものがないか要注意!!……79
- 22 法人税の申告と納付は期限までに!!……85
- 23 グループ法人税制ではこんなことに注意が必要!!……87
- 24 会社に関係する地方税とは？……89
- 25 消費税等の計算はどうする？……97

付録 会社が行う源泉徴収に係る税率及び控除額等の一覧表……巻末

（本書の内容は令和7年5月1日現在の法令によっています。）

令和7年度 法人税関係税制改正のポイント

改正事項	改正の内容
1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと適用期限の延長 →74ページ	所得の金額が年10億円を超える事業年度については適用税率が17%に引き上げられ、適用対象法人の範囲から通算法人が除外された上で、適用期限が令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで2年延長されました。 《適用時期》 令和7年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。
2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の適用期限の延長→37ページ、81ページ	特別償却の率や特別控除の率に変わりはなく、適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。
3 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直しと適用期限の延長→37ページ、81ページ	対象となる機械及び装置、器具及び備品に適用される特別償却の率が40%から35%に引き下げられ、適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。 《適用時期》 令和7年4月1日以後に、特定事業用機械等を取得等し、承認地域経済牽引事業の用に供した場合に適用されます。
4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の見直しと適用期限の延長→37ページ、82ページ	対象となる減価償却資産の範囲及び適用要件に見直しが行われ、適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました。 《適用時期》 令和7年4月1日以後に、特定経営力向上設備等を取得等し、指定事業の用に供した場合に適用されます。

5 再資源化事業等高度化設備の特別償却の創設→37ページ	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）の認定を受けた高度再資源化事業計画等に従って、再資源化事業等高度化設備の取得等をして事業の用に供した場合に、取得価額の35%を償却限度額に加算できる制度が創設されました。 《適用時期》再資源化事業等高度化法の施行の日から令和10年3月31日までの期間内に、一定の減価償却資産を取得等し、指定事業の用に供した場合に適用されます。
6 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（企業版ふるさと納税）の適用期限の延長→49ページ	制度の内容に変わりはなく、適用期限が令和10年3月31日まで3年延長されました。
7 防衛特別法人税の創設→74ページ	令和8年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税額から500万円を控除した額を課税標準とする税率4%の新たな付加税が創設されました。



5

売却した有価証券の損益を求める

有価証券の譲渡損益の計算と 保有有価証券の評価損益の計算

有価証券の譲渡損益は、譲渡約定日に計上し、その計算は、譲渡の取引ごと、銘柄ごとに行います。



税法では、有価証券を次のように区分し、それぞれについて異なる取扱いを定めています。税法における有価証券の区分等の概略は次表のとおりです。

区 分		内 容	評価方法	評価損益等の取扱い
売 買 目 的 有 価 証 券		① 専担者売買有価証券 ② 取得日に短期売買目的で取得した旨を帳簿書類に記載した有価証券（例えば「商品有価証券」、「売買目的有価証券」等の勘定科目を使用） ③ 信託財産となる金銭の支出日にその信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を帳簿書類に記載した金銭信託に属する有価証券	時 価 法	評価損→損金算入 評価益→益金算入
売 買 目 的 外 有 価 証 券	満期保有 目的有価 証券	償還期限の定めのある有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、取得日にその旨を帳簿書類に記載したもの	原 価 法	評価損益は、課税所得に算入されません。
	企業支配 株式等	特殊関係株主等（株主等とその同族関係者等）が有する株式（出資）でその持株（出資）割合が20%以上であるもの		
	その他 有価証券	上記以外の有価証券		
	償還有 価証券	売買目的外有価証券のうち、転換社債を除く償還期限及び償還金額の定めのあるもの	償 却 原 価 法	償還差損益を期間配分 償還差損→損金算入 償還差益→益金算入

1 有価証券の譲渡損益の計算等

有価証券の譲渡損益の額については、譲渡対価の額から譲渡原価の額を差し引いて計算し、原則として、譲渡契約をした日の事業年度に計上することとされています。

〈譲渡原価の計算〉

譲渡原価の額は、有価証券の一単位当たりの帳簿価額に譲渡をした有価証券の数を掛けた金額となります。

有価証券の 取得価額

有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、有価証券の取得価額を平均化して算出することになりますが、この有価証券の取得価額は、その取得の方法により、それぞれ次のとおりとされています。

区 分	取 得 価 額
① 購入した有価証券	購入の代価（購入手数料その他の取得費用を加算）
② 通常の払込み等により取得した有価証券	払込み等をした金額（新株予約権の行使の場合はその新株予約権の帳簿価額を含み、取得費用を加算）
③ 無償交付により取得した株式等又は新株予約権	ゼロ
④ 有利な金額で払込み等により取得した有価証券	その取得時における通常価額
⑤ ①～④以外の有価証券	その取得時における通常価額

一単位当たり の帳簿価額

上記の有価証券の取得価額を基に、一単位当たりの帳簿価額を算出し、譲渡原価の額の計算を行うことになりますが、この一単位当たりの帳簿価額は、移動平均法又は総平均法により算出します。

移動平均法

有価証券の銘柄ごとに、取得のつど、次の算式で平均単価を更新していき、期末にいちばん近い時の平均単価をとる方法

$$\text{一単位当たりの帳簿価額} = \frac{\text{現在総価額} + \text{新規取得総価額}}{\text{現在数量} + \text{新規取得数量}}$$

総平均法

有価証券の銘柄ごとに、次の算式で計算した平均単価を一単位当たりの帳簿価額とする方法

$$\text{一単位当たりの帳簿価額} = \frac{\text{期首総価額} + \text{当期取得総価額}}{\text{期首数量} + \text{当期取得数量}}$$

注 移動平均法又は総平均法の選定は、有価証券の区分ごとに、かつ、その種類ごとに行う必要があり、新しい区分又は種類の有価証券を取得した場合には、確定申告書の提出期限（仮決算による中間申告書を提出する場合には、その提出期限）までに届出を行うこととされています。なお、算出の方法を選定しなかった場合又は選定した方法により算出しなかった場合には、移動平均法（法定算出方法）によることになります。

2 有価証券の期末評価及びその評価損益の計算

(1) 売買目的有価証券の時価評価金額

売買目的有価証券の期末評価額は、時価法により評価した金額（時価評価金額）とされています。売買目的有価証券の時価評価金額は、次のとおりです。

区 分		評価額
市場価格のある有価証券（①取引所売買有価証券、②その他価格公表有価証券）		①金融商品取引所、②価格公表者（銀行、証券会社等のブローカー等）によって公表された当期末日の最終の売買価格又は気配相場の価格（当日にそれらの価格がない場合は、直近のそれらの価格）
上記以外の有価証券	① 新株予約権付社債等を除く償還期限及び償還金額の定めのある有価証券	期末帳簿価額に調整差損益相当額を加減算した金額（3参照） その他合理的な方法により計算した金額
	② ①以外の有価証券	期末帳簿価額

(2) 売買目的有価証券の評価損益の計上

期末における売買目的有価証券の評価益又は評価損は、当期の益金の額又は損金の額に算入します。

なお、この評価益又は評価損として益金の額又は損金の額に算入した金額は、翌期の損金の額又は益金の額に算入する、すなわち洗替え処理を行うこととされています。

(3) 売買目的外有価証券の期末評価額

売買目的外有価証券の期末評価額は、原価法により評価した金額とされています。

この金額は、通常、期末帳簿価額と同額となりますが、償還有価証券の場合には、期末帳簿価額に調整差損益相当額を加減算した金額とされます。（3参照）

3 償還有価証券の調整差損益の計算

期末に償還有価証券（新株予約権付社債等を除く償還期限及び償還金額の定めのある売買目的外有価証券）を有する場合には、銘柄ごとに次により調整差損益を計算し、調整差益（プラスの金額）は益金の額に算入するとともにその金額を帳簿価額に加算、調整差損（マイナスの金額）は損金の額に算入するとともにその金額を帳簿価額から減算します。

$$(\text{当期末額面合計額} - \text{当期末調整前帳簿価額}) \times \text{調整割合} = \text{調整差損益}$$

《調整割合の計算》

I 当期末額面合計額(A) > 前期末額面合計額(B) の場合

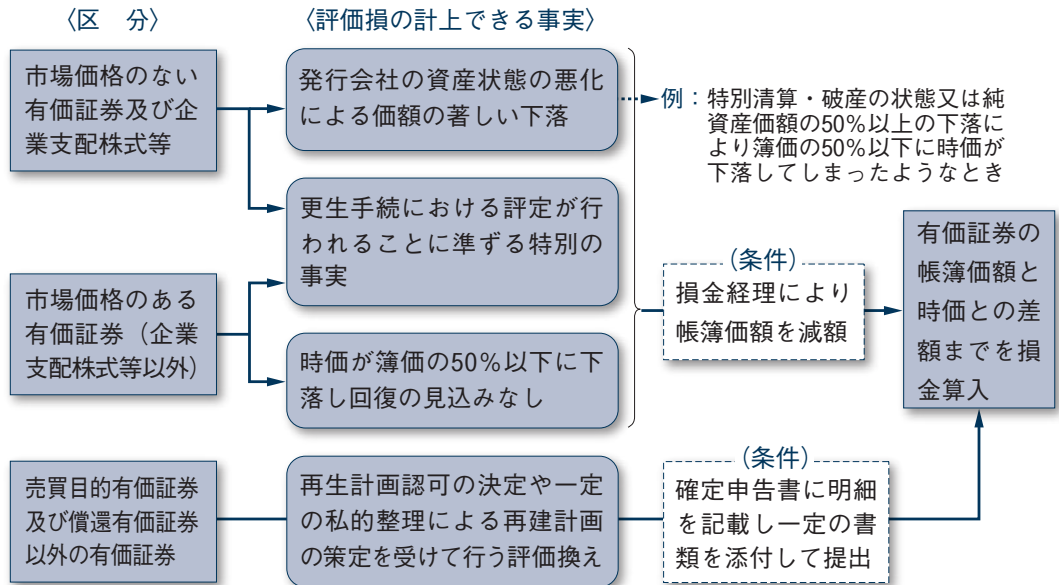
$$\left(\frac{A-B}{A} \times \frac{\text{当期末日数} \times \frac{1}{2}}{\text{当期日数} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{翌期開始日から償還日までの期間の日数}}{2}} \right) + \left(\frac{B}{A} \times \frac{\text{当期日数}}{\text{当期日数} + \frac{\text{翌期開始日から償還日までの期間の日数}}{2}} \right)$$

II A ≤ B の場合

$$\frac{\text{当期日数}}{\text{当期日数} + \frac{\text{翌期開始日から償還日までの期間の日数}}{2}}$$

4 特別な場合の評価損の計上

有価証券について次の事実が生じた場合には、一定の条件のもとで、評価損が計上できることになっています。



評価損を計上した期末有価証券の評価額は、2の評価方法によらないで、その評価減をした後の額（取得価額から評価損による損金算入額を控除した後の帳簿価額）を評価額とします。また、その評価減後の評価額が、その有価証券の翌期首帳簿価額となります。

〈参考〉オープンイノベーション促進税制

令和2年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を出資又はM & Aにより取得した場合には、取得価額の25%相当額の所得控除が認められます。

コラム1

社長が会社にお金を貸していたら危険！？

社長から会社への貸付金は、社長が亡くなった場合、相続財産として課税されます。

そのため、会社から返済の見込みがない場合、社長自身があらかじめ債権放棄を行うなど万一の場合に備えておくことも必要です。

なお、債権放棄した場合、自社株の相続税評価額が上がってしまうなどの影響もあるので、具体的な対策は専門家に相談しましょう。

6

機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!

減価償却

固定資産の取得に要した費用は、原則として、一時に損金算入ができず、償却費として部分的に費用化されます。



建物、機械装置等のように、使用することにより、又は時の経過により価値が減少する資産を減価償却資産といいます。

これら減価償却資産の取得価額は、取得をした事業年度で、一度に損金の額に算入することはできません。それは、減価償却資産は長期にわたる使用によりその価値が減少し又は機能が低下するものであり、また、除却されるまでの期間、収益を生み出すことになるからです。そこで、減価償却資産の取得価額は、獲得された収益に対応する費用として、使用可能期間にわたって配分することになります。

1 減価償却の対象となる資産

次の資産が減価償却の対象になります。

- 有形減価償却資産**
- ① 建物
 - ② 建物附属設備
 - ③ 構築物
 - ④ 機械及び装置
 - ⑤ 船舶
 - ⑥ 航空機
 - ⑦ 車両及び運搬具
 - ⑧ 工具
 - ⑨ 器具及び備品

- 無形減価償却資産**
- ① 鉱業権
 - ② 漁業権
 - ③ ダム使用権
 - ④ 水利権
 - ⑤ 特許権
 - ⑥ 実用新案権
 - ⑦ 意匠権
 - ⑧ 商標権
 - ⑨ ソフトウェア
 - ⑩ 営業権等

- 生物**
- ① 牛、馬、豚、綿羊、やぎ
 - ② かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹等
 - ③ 茶樹、オリーブ樹、つばき樹等

6 機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!

2 減価償却の対象とならない資産

次のような資産は、減価償却の対象にはなりません。

時の経過により減価しない資産	①	土地や土地の上に存する権利（借地権など）
	②	電話加入権（自己所有の屋内配線等は減価償却資産です。） 注 携帯電話などの契約事務手数料は、電話加入権に該当しません。
	③	立木（果樹等は減価償却資産です。）
	④	一定の美術品等（時の経過により価値が減少することが明らかなものは減価償却資産です。） 注 歴史的価値又は希少価値を有するもの以外の美術品等でその取得価額が1点100万円未満のものは、減価償却資産として取り扱います。
事業の用に供されていない資産	①	遊休資産（ただし、いつでも稼働できるように維持補修されているものは減価償却できます。）
	②	建設中の資産（ただし、完成した部分を事業の用に供している場合は、その部分について減価償却できます。）
	③	貯蔵中の資産

3 償却の方法

(1) 償却方法の種類

減価償却の方法は、その資産区分及び取得時期に応じ、平成19年3月31日以前取得供用分は旧償却方法のいずれか、同年4月1日以後取得又は供用分は新償却方法のいずれかを選定することができます。償却方法を選ばなかった場合には、法定償却方法で計算することになります。

資産区分		旧償却方法	新償却方法
① 有形減価償却資産（②③④を除きます。）		旧定額法又は旧定率法	定額法又は定率法
② 建物（④を除きます。）	平10.3.31以前取得分	旧定額法又は旧定率法	定額法
	平10.4.1以後取得分	旧定額法	
③ 建物附属設備及び構築物	平28.3.31以前取得分	旧定額法又は旧定率法	定額法又は定率法
	平28.4.1以後取得分		定額法
④ 鉱業用減価償却資産（⑥を除きます。）	平28.3.31以前取得分	旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法	定額法、定率法又は生産高比例法
	平28.4.1以後取得分		定額法又は生産高比例法
⑤ 無形減価償却資産（⑥を除きます。）及び生物（器具備品に含まれるものを除きます。）		旧定額法	定額法

⑥ 鉱業権		旧定額法又は旧生産高比例法	定額法又は生産高比例法
⑦ リース資産	平20. 4. 1 以後契約分のリース資産	—	リース期間定額法

注1 リース資産とは、所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産をいいます。

注2 上記の償却方法に代え他の特別な方法により償却費を計算する場合は、税務署長の承認を受けなければなりません。

注3 ■は、法定償却方法です。

(2) 償却方法の届出・変更

イ 償却方法の選定の届出

減価償却の方法は、建物、構築物…というように耐用年数省令別表に掲げる資産の種類ごとに、設立事業年度の確定申告書の提出期限までに税務署に届け出なければなりません。この届出をしなかった場合には、法定償却方法によって償却費を計算することになっています。

なお、建物、無形減価償却資産、生物及びリース資産、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、償却方法が1つに限定されていますので、この届出は不要です。また、旧償却方法適用資産と同一資産区分の減価償却資産を平成19年4月1日以後に取得した場合には、改めて届出をしないかぎり、旧償却方法に対応する新償却方法を選定したものとみなされます。

ロ 償却方法の変更の承認申請

現に選定している償却方法を変更したいときには、新しい償却方法を採用したい事業年度が始まる日の前日までに、変更したい償却方法や理由などを書いた「変更承認申請書」を税務署に提出しなければなりません。

ただし、現在の償却方法を採用してから3年を経過していない場合は、特別の事情がないかぎり、変更は認められません。

コラム2

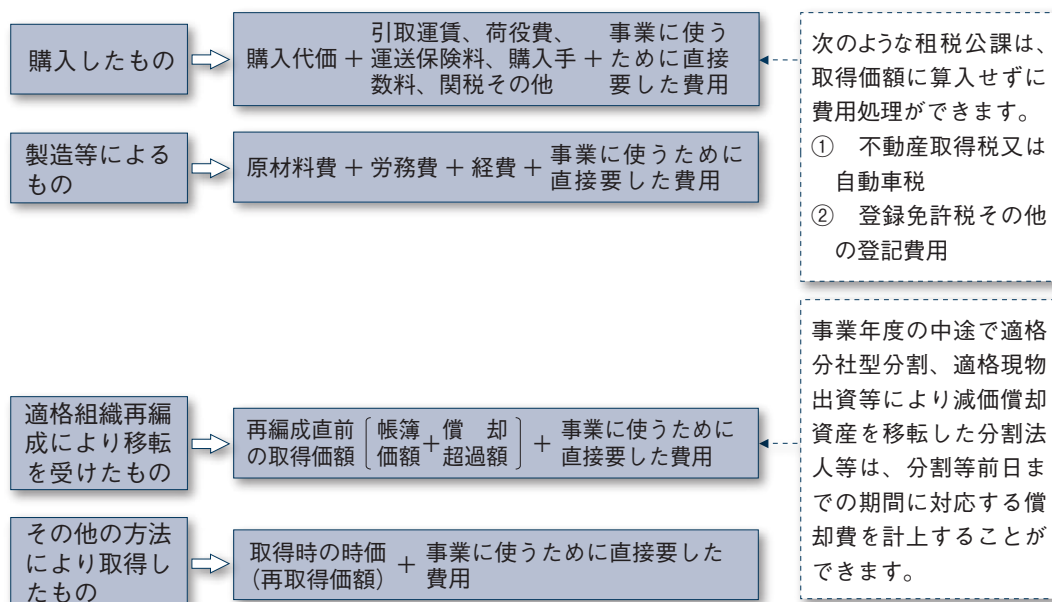
定額法と定率法どちらが有利？

固定資産の代表的な減価償却方法には「定額法」と「定率法」がありますが、どちらが有利でしょうか。

定額法は、每期同じ金額を損金に算入するので計算が簡単ですが、定率法と比べて損金になるのが遅いというデメリットがあります。一方、定率法は、早期に損金に算入することができます。どちらの方法でも最終的な償却額の合計は同じですが、一般的には、定率法の方が早期に損金算入できるので、有利だといわれています。

4 取得価額

減価償却資産の取得価額は、その資産の償却限度額の計算の基礎となるものですが、その取得形態により次のように定められています。



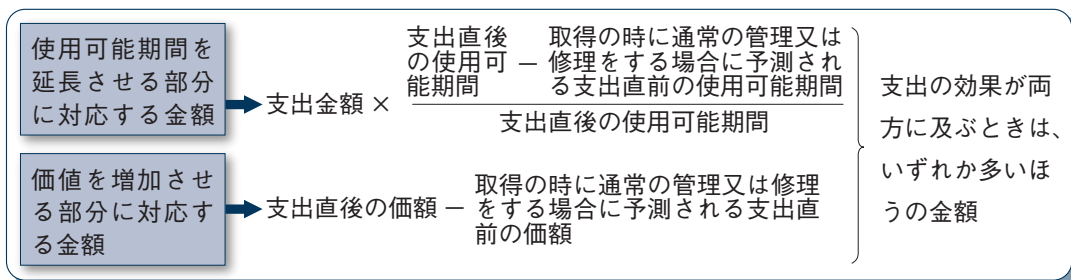
注 圧縮記帳の適用を受けた資産については、圧縮後の金額を取得価額とみなして減価償却を行います。

5 資本的支出と修繕費

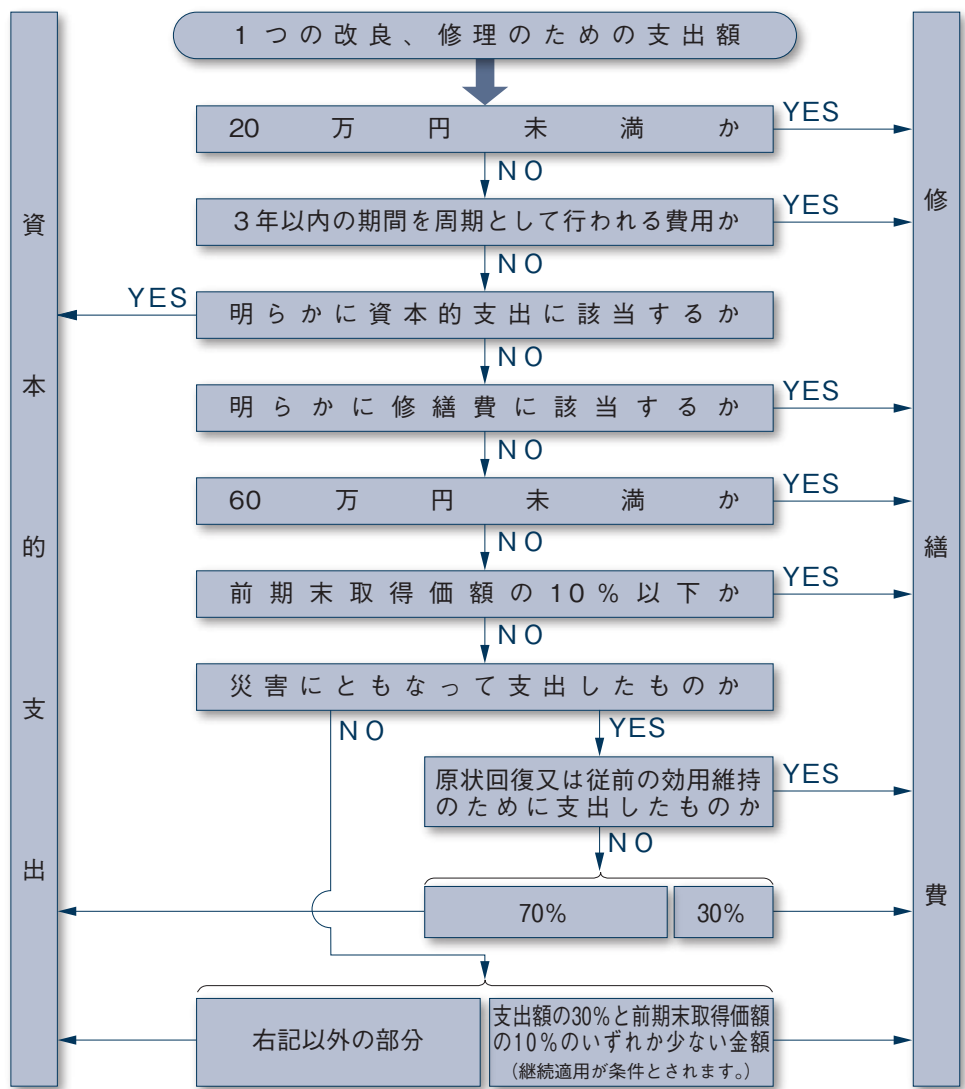
資本的支出とは、固定資産についてその使用可能期間の延長や価値の増加をもたらすような支出をいい、修繕費とは、固定資産についての通常の維持管理や原状回復のための費用をいうものとされています。

資本的支出は、原則として、本体資産と種類及び耐用年数が同じ新たな資産を取得したものとして処理を行います。

資本的支出の金額の算出は次のとおりです。



ところで、資本的支出に該当するか修繕費に該当するかの判定は、実務上非常に困難を伴います。そこで税務は、次のように一定の形式基準による資本的支出と修繕費の区分を認めています。



6 耐用年数

(1) 法定耐用年数

同じ機械であっても使用の状況が異なれば実際の耐用年数も異なります。

しかし、個々の機械等の耐用年数を正確に見積もることは困難ですから、税法は耐用年数省令において各種の減価償却資産を細かく分類して耐用年数を法定し、その法定耐用年数に従って減価償却をすることとしています。

なお、償却限度額の計算に必要な法定耐用年数に対応する(旧)定額法又は(旧)定率法の償却率は、資産の取得日に応じ耐用年数省令別表第7～第10に定められています。

6 機械や車の購入費は一度に損金として落とせない!!

見積法 法定耐用年数は、新品の減価償却資産を対象に定められていますので、中古資産を取得した場合は、法定耐用年数によらず、原則として、取得後の使用可能期間を見積もって、その見積耐用年数により償却限度額を計算することができます。ただし、中古資産の改良等のための費用がその資産の新品価額の50%を超えるときには、法定耐用年数によらなければなりません。

* 計算した年数の1年未満の端数は切り捨て、計算した年数が2年未満の場合は2年とします。

償却が進んで、調整前償却額（期首帳簿価額×定率法の償却率（年率））が償却保証額（取得価額×耐令別表第9・10の保証率）に満たなくなった場合には、次により償却限度額を計算する均等償却に切り換えます。

$$\text{改定取得価額} \times \frac{\text{算定償却率}}{\text{耐令別表第9・10の改定償却率} \times \frac{\text{当期の月数}}{12}} = \text{償却限度額}$$

(小数点以下3位未満の端数切上げ)

改定取得価額：調整前償却額が最初に償却保証額に満たなくなった事業年度の期首帳簿価額

(3) その他の償却方法の償却限度額の計算

一般的には、上記の(旧)定額法又は(旧)定率法が減価償却資産の償却方法とされていますが、これら以外にも次のような方法があり、それぞれ次のように償却限度額の計算方法が定められています。

生産高比例法 →
$$\frac{\text{取得価額}^*}{\text{その資産の耐用年数又は採掘予定年数の期間内における採掘予定数量}} \times \text{当期採掘数量} = \text{償却限度額}$$

* 旧生産高比例法では、「取得価額－残存価額」となります。

リース期間定額法 →
$$\left(\frac{\text{取得価額} - \text{残価保証額}}{\text{リース期間の月数}} \right) \times \frac{\text{当期中のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}} = \text{償却限度額}$$

なお、償却限度額は、耐用年数省令別表に掲げられた資産の種類ごとに、かつ、耐用年数及び償却方法の異なるごとに1グループとして計算します。したがって、その1グループに属する個々の減価償却資産について生じた償却超過額と償却不足額とは通算されることになります。

(4) 期中に事業の用に供した資産の償却限度額

事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額は、次により計算した金額とします。（期中に資本的支出のあった資産についても、その資本的支出の金額を独立の資産とみなして同様に計算します。）

$$\frac{\text{当期の償却限度額に相当する金額}}{\text{事業供用日から期末日までの期間の月数}} \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期の月数}} = \text{償却限度額}$$

(5) 残存価額

旧定額法の償却限度額の計算の基礎とされる残存価額は、資産の種類に応じ、次の割合を取得価額に乗じて計算した金額によります。この残存価額は、旧定率法による場合でも、償却率の算定の基礎になっています。

- ① 有形減価償却資産 → 10%
- ② 無形減価償却資産、鉱業権、坑道 → 0
- ③ 生物 → 細目に応じ50%～5%

(6) 償却累積額による償却限度額の特例

① 償却累積額が従前の償却可能限度額に達する事業年度の償却限度額

旧償却方法適用資産について、前期までの償却累積額と採用している償却方法により計算した当期の償却限度額との合計額が次の金額（従前の償却可能限度額）を超える場合は、その計算した償却限度額からその超える部分の金額を控除した金額が当期の償却限度額となります。

イ 有形減価償却資産	取得価額×95%
ロ 無形減価償却資産及び坑道	取得価額
ハ 生物	取得価額－残存価額

② ①の事業年度の翌事業年度以後の事業年度の償却限度額

上表のイとハの資産について、前期までに償却累積額がそれぞれ上表の右側の金額に達している場合には、その残存簿価（イは取得価額の5%、ハは残存価額）について、当期（平成19年4月1日以後開始事業年度に限ります。）以後、次により計算した金額を償却限度額として、1円まで償却することができます。

$$(\text{残存簿価} - 1 \text{円}) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$$

注 上表のイの資産のうち鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造等の堅ろうな建物、構築物又は装置については、残存使用可能期間につき税務署長の認定を受けることにより1円まで償却することができます。

新償却方法適用資産について、前期までの償却累積額と採用している償却方法により計算した当期の償却限度額との合計額が次の金額を超える場合は、その計算した償却限度額からその超える部分の金額を控除した金額が当期の償却限度額となります。

① 有形減価償却資産及び生物	取得価額－1円
② 無形減価償却資産及び坑道	取得価額
③ リース資産	取得価額－残価保証額

(7) 償却超過額と償却不足額

償却超過額

損金の額に算入されない償却超過額は、翌期に繰り越されて次のよう
に取り扱われます。

① 繰り越された償却超過額は、翌期で損金経理した償却費とみなされます。

したがって、翌期で償却不足額がある場合は、その不足額の範囲内で償却超過額が損金算入されます。

② (旧)定率法の計算においては、償却超過額だけ償却がなかったものとみなされ、帳簿価額に償却超過額を加算した金額に基づいて償却限度額を計算します。

償却不足額は、償却超過額のように翌期に繰り越すことはできません。ただし、特別償却の償却不足額については、1年間だけ繰り越すことが認められています。(38ページ2参照)

8 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入等

(1) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

事業の用に供した減価償却資産（リース資産に該当するものは除きます。）で、その使用可能期間が1年未満であるもの又はその取得価額が10万円未満であるもの（貸付けの用に供したものは除きます。）については、その事業の用に供した事業年度において損金経理を条件に損金の額に算入することができます。

注1 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等における取得価額の判定は、通常1単位として取引されるその単位ごとに行うこととされ、例えば、器具備品については1個、1組、1そろいごとに判定することとされています。この場合の「通常1単位として取引されるその単位」とは、一般に、その資産の導入目的等に照らして予定している機能を発揮するためのその1個、1組、1そろいをいいます。

注2 取得価額の判定は、会社が採用している消費税等の経理方式（税抜経理方式又は税込経理方式）に応じて算出した取得価額によることとされています。

〈中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例〉

青色申告法人である中小企業者等（38ページ注2参照）が、平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に、取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産（リース取引により取得したとされるものを含み、貸付けの用に供したものは除きます。）の取得をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、損金経理を条件に、その取得価額を、その取得価額の合計額が300万円（÷12×当期の月数）に達するまでに限り、損金の額に算入することができます。なお、対象となる中小企業者等の範囲から常時使用する従業員の数が500人を超える法人、前年以前3年平均の所得が15億円を超える法人及び通算法人は適用の対象外とされています。

注 電子申告が義務づけられる出資金等が1億円超の農業協同組合等は、従業員300人を超える場合、対象外となります。

(2) 一括償却資産の損金算入

取得価額が20万円未満の減価償却資産（リース資産に該当するもの及び貸付けの用に供したものは除きます。）を事業の用に供した場合に、その全部又は特定の一部を一括し、その取得価額の合計額（一括償却対象額）につき損金経理をしたときは、次の損金算入限度額に達するまでの金額を損金の額に算入することができます。

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{当期の月数(端数切上げ)}}{36} = \text{当期損金算入限度額}$$

注意

一括償却とは、他の減価償却資産のように個別管理をせず、その取得価額を3年にわたって損金算入する方法を選択するということです。一括償却資産について除却損や売却損益の計上はできません。

18

税額の計算はこうする

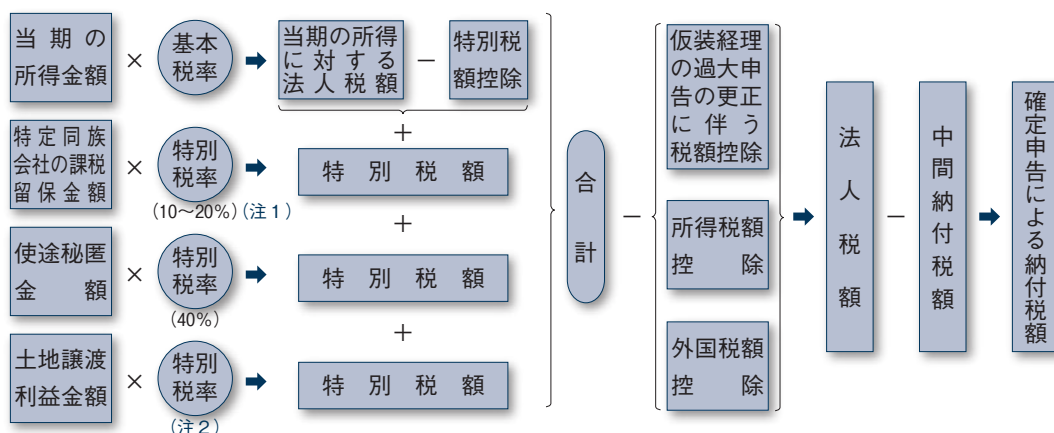
法人税の税率

各事業年度の所得に対する法人税率は法人の種別に応じて定められており、中小法人等については年800万円までの所得について軽減税率が適用されます。



1 税額の計算順序

各事業年度の所得に対する法人税は、その課税標準である当期の所得金額に税率を適用して算出しますが、その金額がそのまま納付税額となるわけではなく、次のように各種の特別税率による税額が加算されることがあり、また、利子配当等について納付した所得税額や国外所得について納付した外国法人税額等がある場合には、これらを控除（各種の特別税額控除の適用がある場合には、まずその金額を当期の所得に対する法人税額から控除します。）した後の金額が最終的な法人税額となります。その金額から中間納付税額を控除した残額が確定申告で納付する税額です。



注1 特定同族会社の課税留保金額に対する特別税率は、資本（出資）金が1億円以下の場合には

適用されません。

注2 土地譲渡利益金額に対する特別税率は、現在適用が停止されています。

2 法人税の税率

各事業年度の所得に対する法人税率、各種特別税率は、法人の区分に応じて次のとおりとなっています。

税率の適用に当たっては、各事業年度の所得等に1,000円未満の端数金額がある場合又はその全額が1,000円未満である場合には、その端数金額又はその全額を切り捨てます。また、法人税額に100円未満の端数金額がある場合又はその全額が100円未満である場合には、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

区 分		各事業年度の所得		特定同族会社 の 留 保 所 得	土地譲渡 利益金額	使 途 秘 匿 金
		年800万 円以下	年800万 円超			
普 通 法 人	期末資本（出資）金の 額が1億円を超える法人 及び相互会社	23.2% ^{注2}		年3,000万円 以下 10%	5% 短期所有 土地等は 10%	40%
	期末資本（出資）金の 額が1億円以下の法人 及び資本（出資）を有 しない法人	15% ^{注1 注5}	23.2% ^{注2}	年3,000万円 超1億円以下 15% 年1億円超 20%		
人 格 の な い 社 団 等		15% ^{注1}	23.2% ^{注2}		★現在適用 停止	
一 般 社 団 法 人 等		15% ^{注1}	23.2% ^{注2}			
そ の 他 の 公 益 法 人 等		15% ^{注1}	19%			
協 同 組 合 等		15% ^{注1}	19%			

注1 令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度における税率です。資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子会社及び100%グループ内の資本金の額又は出資金の額が5億円以上の複数の法人に発行済株式等の全部を保有されている法人及び通算法人には、各事業年度の所得が年800万円以下の場合の軽減税率は適用されません。なお、所得の金額が年10億円を超える事業年度については、税率は17%となります。

注2 事業年度の期間が1年未満の中小普通法人等については、各事業年度の所得に対する23.2%の税率は、所得の金額のうち次の算式で計算した金額を超える部分に対して適用されます。

$$800\text{万円} \times \frac{\text{当期の月数(端数切上げ)}}{12}$$

注3 協同組合等のうち、特定の地区又は地域に係るものの①物品供給事業の収入金額の総収入金額に占める割合が50%超、②組合員数が50万人以上、かつ、③店舗における物品供給事業の収入金額が1,000億円以上である事業年度については、所得の金額のうち年10億円を超える部分に対する税率は22%とされます。

注4 特定医療法人の各事業年度の所得に対する税率は、その他の公益法人等の場合と同じです。

注5 前3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える事業年度は19%となります。

注6 課税標準法人税額×10.3%の地方法人税が別途課されます。

注7 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、（法人税額－500万円）×4%の防衛特別法人税が別途課されます。

19

同族会社には特別の法人税がかかる場合がある

特定同族会社の留保金課税

特定の同族会社で社内に留保した所得が一定額を超えるときは、通常の法人税とは別に特別の法人税が課税されます。



1 株主グループが株式（議決権）の過半を所有し支配しているような同族会社が一定金額を超える所得を社内に留保したときは、通常の法人税とは別に、その留保所得に対し特別課税が行われます。

★ 税法上の「同族会社」とは、株主等の3人以下とその特殊関係個人・法人によって支配されている、すなわち上位3株主グループまででその会社に係る所有割合（持株割合、議決権割合又は持分会社の社員数割合のいずれか）が50%を超えている会社をいいます。

この特別課税の対象となるのは、そのうち次の1の「特定同族会社」に該当する会社に限られます。

1 対象となる特定同族会社の判定

この特別課税が適用されるのは、特定同族会社に限られます。特定同族会社とは、株主等（株主又は持分会社の社員）の1人とその特殊関係個人・法人によって支配されている会社（被支配会社）で、その会社の株主等のうちに被支配会社に該当しない法人株主等がある場合、これを除外してその判定をしても被支配会社となるもの（資本（出資）金の額が1億円以下であるものを除きます。）をいいます。

なお、同族会社とは文字どおり会社ですから、医療法人や協同組合については、少数の出資者が支配をしていますが、特定同族会社には該当せず、この特別課税の適用はありません。

〈被支配会社の判定〉

被支配会社に該当する同族会社とは、1株主グループ（株主等の1人とその特殊関係個人・法人）だけで、次の①～③のいずれかに係る所有割合が50%を超えている会社をいいます。

- ① 発行済株式（出資）（その会社が有する自己株式（出資）を除きます。）
- ② 次の事項に関する議決権（議決権を行使できない株主等の議決権を除きます。）のいずれか
 - イ 事業の全部又は重要部分の譲渡、解散、継続、組織再編成
 - ロ 役員の選解任
 - ハ 役員の報酬等
 - ニ 剰余金（利益）の配当
- ③ 持分会社の社員数（業務執行社員を定めている場合には、業務執行社員の数）

特殊関係個人・法人の範囲	①	株主等の親族（配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族）
	②	株主等と事実上婚姻関係にある者
	③	個人である株主等の家事使用人
	④	①～③以外の者で、個人である株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
	⑤	②～④の者と同一生計のこれらの者の親族
	⑥	株主等の1人（個人である場合には、①～⑤の者を含みます。）が支配している他の会社、株主等の1人とその被支配会社が支配している他の会社…等

2 特定同族会社の留保所得に対する税額の計算

(1) 留保金額

特別課税の対象となる留保金額は、次により計算します。

$$\text{留保金額} = \text{留保所得金額(A)} - \text{法人税額等(B)} - \text{法人住民税額(C)}$$

(A)：所得の金額＋課税外収入の合計額－社外流出の合計額

課税外収入	● 受取配当等の益金不算入額 ● 還付金等の益金不算入額（法人税及び法人住民税に係る部分の金額を除く） ● 繰越青色欠損金の損金算入額、繰越災害損失欠損金の損金算入額及び資産整理等の場合の期限切れ欠損金の損金算入額 ● 租税特別措置法の規定により留保金額に含められる金額（収用等の場合等の特別控除額）
社外流出	● 剰余金（利益）の配当（基準日が当期に属し、その支払決議が当期終了後決算確定日までになされたものを含む）による社外流出額 ● 社外流出したもののうち損金不算入となった金額（寄附金、法人税額から控除される所得税額、交際費等、役員給与、加算税、延滞税等の損金不算入額）

- (B)：当期の所得に対する法人税額（使途秘匿金の支出に係る特別課税の税額がある場合はその金額を含み、各種の税額控除の適用がある場合は、その控除後の金額）及び地方法人税額
- (C)：当期の所得に対する法人税額に係る法人住民税の額＝法人税額（試験研究費控除・各投資税額控除の特別税額控除及び所得税額控除を適用しないで計算した金額）× 10.4%

(2) 留保控除額

留保所得に対する特別課税は、同族会社が利益を不当に留保することを是正しようとするものであり、会社が通常留保する程度の金額についてまで課税の対象にするものではありません。

そこで、(1)の留保金額から留保控除額として次のA～Cのうち最も多い金額を控除し、なお留保している金額が残る場合に、その残る部分に対して(3)の特別税率が適用されることになっています。

- A **所得基準額** → 当期の所得等の金額 × 40%
- B **定額基準額** → 2,000万円 × $\frac{\text{当期の月数(端数切上げ)}}{12}$
- C **積立金基準額** → 期末資本(出資)金 × 25% - 期末利益積立金額

(3) 特別税率

特別税率は、(1)の留保金額から(2)の留保控除額を差し引いた課税留保金額に応じて次のとおりとなっています。

課税留保金額		特別税率	
年3,000万円以下の部分	×	10%	} = 税額
年3,000万円を超え年1億円以下の部分	×	15%	
年1億円を超える部分	×	20%	

注 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の100%子会社及び100%グループ内の複数の資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人に発行済株式等の全部を保有されている法人には、特定同族会社の留保金課税の不適用措置（資本金の額が1億円以下である場合）は適用されません。



20

使途秘匿金には40%の法人税が追加課税される!!

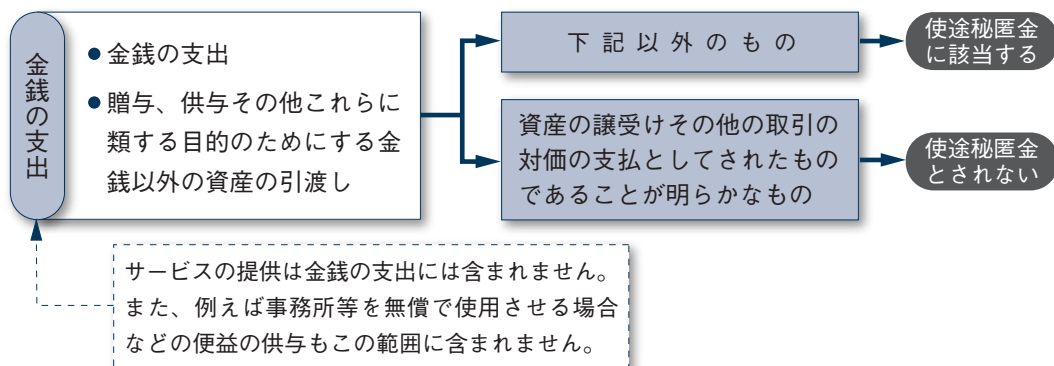
使途秘匿金の追加課税

会社が使途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税のほかにその金額の40%の法人税が追加課税されます。もちろん使途秘匿金は損金算入されません。



会社が「使途秘匿金」を支出したときは、通常の法人税のほかに、その使途秘匿金の支出額に対し、40%の特別税率による法人税が課税されます。

この「使途秘匿金」とは、「金銭の支出」のうち、相当の理由がなく、相手方の住所・氏名や支出の事由を帳簿書類に記載していないものをいいますが、ここでいう「金銭の支出」の範囲は次のとおりです。



注 上記の「相当の理由」があるかどうかについては、例えば、①不特定多数の者との取引のように、取引の性格上、相手方の住所・氏名がわからなくて当然のもの、②小口の金品の贈与のように、相手方の住所・氏名までいちいち帳簿書類に記載しないのが通例となっている支出が、帳簿書類への記載がないことに相当の理由があると認められるものと考えられます。